

## 挙式・披露宴規約

名古屋マリオットアソシアホテル（以下「当ホテル」といいます。）における、挙式・披露宴（以下「披露宴等」といいます。）の催行に関するご契約（以下「ご契約」といいます。）の内容等、及び披露宴等に伴う宴会場その他の施設（以下「宴会場等」といいます。）のご利用に関して、挙式・披露宴規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり設けております。宴会場等のご利用、設営、お支払い等について、下記事項をあらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 1. ご契約の成立

挙式・披露宴お申込書にお客様双方の署名、及び申込金20万円のお支払いをもってご契約が成立します。なお、申込金は、披露宴等のご利用代金、取消料または期日変更料の一部とさせていただきます。

### 2. ご利用代金

ご契約にかかるご利用代金は、当日の宴会場等のご利用の状況等を踏まえて、最終的に確定します。確定したご利用代金の金額は、披露宴等の催行後に交付する書面（ご利用明細書もしくは請求書）にてお知らせいたします。

披露宴等において提供のお料理・飲料（以下「お料理等」といいます。）のほか、宴会場等の装飾・装花、音響・照明、披露宴等の司会者、写真・ビデオ撮影、お客様双方及び披露宴出席者（以下「出席者等」といいます。）の衣裳・美容・着付、引出物等は、当ホテルもしくは当ホテルが案内するパートナー企業においてご準備します。これらにかかる料金は、ご利用代金に含めてご請求いたします。なお、これらについて、お客様双方が当ホテルの許諾を得て自らパートナー企業以外の事業者へ直接手配をされる場合は、その内容に応じて、持込料、配布料、入館料等を申し受けます。

開会時刻の変更、式次第の遅延その他の理由により、ご契約いただいた時間（以下「ご契約時間」といいます。）を超過して宴会場等をご利用されたときは、超過した時間に応じた追加料金を申し受けます。また、「飲み放題」その他の「フリープラン」のご利用は、ご契約時間内に限られます。ご契約時間を超過してご注文またはご利用をされたものについては、別途追加代金を申し受けます。なお、宴会場等の使用の状況によっては、ご契約時間を超過する利用をお断りする場合があります。

### 3. 前受金のお支払い

ご契約で定められた披露宴等当日の7日前（例えば、披露宴等当日が10日であれば3日）までに、前受金（ご利用代金の内金）を銀行振込等の方法でお支払いいただきます。前受金の金額は、事前に交付するお見積書にてお知らせする金額といたします。

### 4. 出席人数の確定

ご契約で定められた披露宴等当日の3日前の正午（例えば、披露宴等当日が10日であれば7日正午）までに、お料理等を用意する人数（以下「出席人数」といいます。）を確定してお知らせください。上記期限を過ぎてご出席人数が減少した場合でも、お知らせいただいた出席人数分のご料金を申し受けます。

### 5. アレルギーに関する申告について

お料理等を用意する皆様に食物を含めたアレルギーをお持ちの方が含まれる場合には、出席人数の確定までに、必ずその旨をご申告ください。細心の注意を払いアレルギーの除去に努めますが、他のメニューと同じ調理場等で共通の調理器具や洗浄機器等を使用するため、意図せず混入してしまうリスクがある旨をあらかじめご了承ください。

### 6. 取消料及び期日変更料

披露宴等の取消し（キャンセル）をされる場合（10.ご契約の失効の場合を除く）は、下表に定める取消料をお支払いいただきます。また、ご契約で定められた催行日を別の日に変更される場合は、下表に定める期日変更料をお支払いいただきます。お客様双方の少なくともお一方が当ホテルに対して明確に取消しの意思を表示された日を取消日、期日変更の意思を表示され当ホテルがその変更日を承諾し期日変更料を受領した日を期日変更日といたします。また、期日変更後に取消しをされる場合は、「期日変更料算出基準日と変更前日程」と「取消日と変更後日程」の日数を比較し、短い方の日数をあてはめて算出する金額を取消料としてお支払いいただきます。既にお支払いいただいている期日変更料は取消料に充当いたしません。

なお、お届けいただいた連絡先に連絡をしても連絡が取れない、打ち合わせの日時にご参集いただけない等の事情が生じたときは、披露宴等の取消しをされたものとします。

取消日または期日変更日	取消料	期日変更料
ご契約成立日から365日前まで	実費+お申込金の20%	実費
364日前から181日前まで	実費+お申込金の50%	
180日前から151日前まで	実費+お申込金全額	実費+お申込金の30%
150日前から91日前まで	実費+お申込金全額+見積額の20%	実費+お申込金の50%
90日前から61日前まで	実費+お申込金全額+見積額の30%	実費+お申込金全額
60日前から31日前まで	実費+お申込金全額+見積額の40%	実費+お申込金全額+見積額の10%
30日前から11日前まで	実費+お申込金全額+見積額の50%	実費+お申込金全額+見積額の30%
10日前から2日前まで	実費+お申込金全額+見積額の80%	実費+お申込金全額+見積額の50%
前日から披露宴等当日	実費+お申込金全額+見積額の100%	実費+お申込金全額+見積額の100%

注) ①「実費」とは、すでに手配済みおよび作成済みの商品（前撮り・印刷物・引出物・演出等）や、衣裳・美容の取消料等をいいます。

②上記内容の「見積額」とは最新見積額から「実費」を除いた金額を、指します。

### 7. 遵守事項

出席者等には、次の各事項を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

- (1) 出席者等は、事前に当ホテルの許諾を得た場合に限り、お料理等、衣裳、引出物のお持込み、宴会場等の装飾・装花、音響・照明、写真・ビデオ撮影、出席者等の美容・着付等を当ホテルが案内するパートナー企業以外の事業者へ自ら手配することができます。お客様双方及びそれらの事業者は、下にお示しする「当ホテル パートナー企業以外のご利用条件」をご承知おきください。

#### 名古屋マリオットアソシアホテル パートナー企業以外のご利用条件

①当ホテル従業員の指示に従うほか、設備・備品を破損しないよう、また他の利用者の施設利用を妨げないよう注意してください。

②当ホテルの関係者による立会いの必要があるときは、立会いにかかる立会人件費をお支払いいただきます。

③お持込み品、装飾品、音響・照明・撮影のための機器等について、万一紛失や破損が生じても、当ホテルの関係者の故意または重大な過失に基づく場合を除き、当ホテルはこれを賠償する責任を負いません。

- (2) 宴会場等において、次に掲げる行為はご遠慮ください。これらの行為を行い、その中止を求められたにも関わらずこれに従わなかった時は、宴会場等から退出をしていただくことがあります。予めご承知おきください。
- ① 犬（ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬を除きます。）、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜のお持込み。
  - ② 悪臭を発する物、他のお客様に不快ないし嫌悪の情を生じさせるおそれがある物、公衆衛生の観点から悪影響があると思われる物のお持込み。
  - ③ 危険物（発火または引火するおそれがある物を含み、かつこれには限定されない。）のお持込み。
  - ④ 披露宴等と関係のない物のお持込み。
  - ⑤ 法令に違反する行為または公序良俗に反する行為。
  - ⑥ 他のお客様に不利益を与えまたはご迷惑となる言動。
  - ⑦ 設備・備品を損壊するおそれのある行為またはこれらを所定の場所から移動させる行為。
  - ⑧ 披露宴等以外の目的での宴会場等のご利用。
  - ⑨ 本人の同意の有無にかかわらず、20歳未満の方に飲酒をさせること。
  - ⑩ 当ホテルの許可なく、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の公共宣伝媒体、インターネットおよび各種SNS（出席者等のみが閲覧可能な場合を除く）を用いて披露宴等の参加者募集等を行うこと。
- (3) 宴会場等は不特定または多数の方が出入りします。所持品は、クロークにお預けください。一部クロークでお預りすることができない現金等の貴重品及び宴会場等にお持込みになった私物類は、自らの責任で管理をしてください。当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、盗難等があっても当ホテルは一切責任を負いかねますのでご注意ください。

#### 8. 当ホテル提供情報の取扱い

当ホテルがお客様双方又はいずれかお一方に提示またはお渡ししたお見積書や提案資料等一切の情報提供は、披露宴等を検討する目的でご利用ください。この目的以外の目的で利用（雑誌、SNS、ウェブサイトその他媒体を用いた第三者への伝達、開示）は、おやめください。

#### 9. 残金のお支払い等

披露宴等の催行日の翌月末日以内に、ご利用代金からお支払い済みのお見積金額及び申込金を控除した残額を、銀行振等の方法でお支払いください。申込金は、ご利用代金の一部に充当し、過剰金が発生した場合はご返金させていただきます。残金のお支払いをいただけない場合のお支払いは、お客様双方の連帯負担とさせていただきますので、ご了承ください。

#### 10. ご契約の失効

行政機関の命令等により披露宴等当日に宴会場等その他の当ホテルの施設の使用が法律上不可能となり、または、天災地変、火災、感染症のまん延その他不可抗力によってその使用が事実上不可能もしくは困難となったときは、成立したご契約は効力を失います。この場合取消料のお支払いは不要です。また、当ホテルも損害賠償その他の一切の責任を負いません。

#### 11. ご契約の解除等

(1) 次に掲げる事実が生じたときは、当ホテルは、お客様双方に通知して、ご契約を解除することができるものとします。この通知は、お届けいただいた連絡先に連絡をする方法で行います。ご契約が解除されたときは、披露宴等の取消し（キャンセル）の場合に準じて、取消料をお支払いいただきます。

- ① お客様双方、及び披露宴等の出席者等が遵守事項に違反し、その中止を求められたにもかかわらずこれに従わなかったとき。
- ② 期限までに前受金をお支払いいただけなかったとき。
- ③ 期限までに出席人数が確定されず、または、その後連絡をいただけなかったとき。
- ④ お客様双方と十分な打ち合わせができない等、披露宴等を円滑に催行することが困難であると当ホテルが判断したとき。

(2) お客様双方、及び披露宴等の出席者等に次に掲げる事実があるときは、契約をお断りします。また、後日これらの事実が判明したときは、成立したご契約を取り消します。ご契約が取り消されたとき（次に掲げる事実が判明したときを含み、かつこれには限定されません。）は、披露宴等の取消し（キャンセル）の場合に準じて、取消料をお支払いいただきます。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体に関連あるものであるとき。
- ③ 暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体に関連あるものであるとき。
- ④ 当ホテル、当ホテル従業員もしくはパートナー企業に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合法的範囲を超える負担を要求したとき。

#### 12. 損害賠償

お客様双方、及び披露宴等の出席者等及び直接手配された事業者が法令またはご契約に違反し、これにより当ホテルに損害が生じたときは、違反者に対し、すみやかな原状への回復修理いただくか損害賠償金をご負担いただきます。お客様双方が出席者等及び直接手配された事業者の監督を怠り、これによって損害が生じたときは、お客様双方に対しても、損害の賠償を請求します。

#### 13. 規約の変更

お客様双方、及び披露宴等の出席者等の一般の利益に適合する場合のほか、合理的な事情があるときは、法の定めにより、当ホテルは、いつでも本規約の変更をすることができるものとします。本規約の変更は、当ホテルが効力発生時期として定めた時に効力を生じます。本規約の変更をした場合、ホームページその他当ホテルが運営するウェブサイト、本規約を変更する旨と変更後の本規約の内容、変更の効力発生時期を掲載する方法で、周知します。お客様双方におかれましては、変更後の本規約の内容に従っていただくことについてあらかじめご承諾いただくとともに披露宴等に出席及び参加される皆様にも変更後の内容の遵守をお願いいたしたく存じます。

#### 14. その他

天災その他お客様の安全に関わる緊急時には、披露宴等の途中であっても非常放送を流す場合がございますのでご了承ください。施設及び景観の保全・維持管理等にとまない、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がございますのでご了承ください。